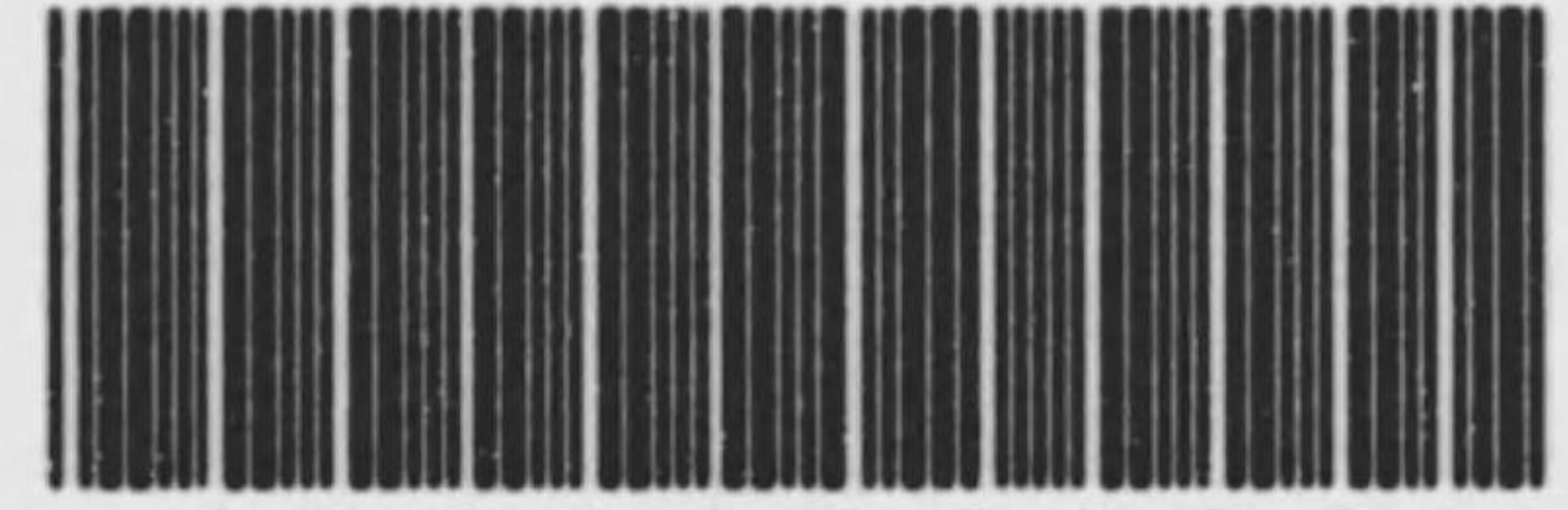


特252

10



0000023000

0000023-000

特252-10

海外新聞論調

政界往来社

2

昭和10

AAB

Current Thought New

(論 論 聞 新 外 海)

[2]

10.2.25

社 來 往 界 政

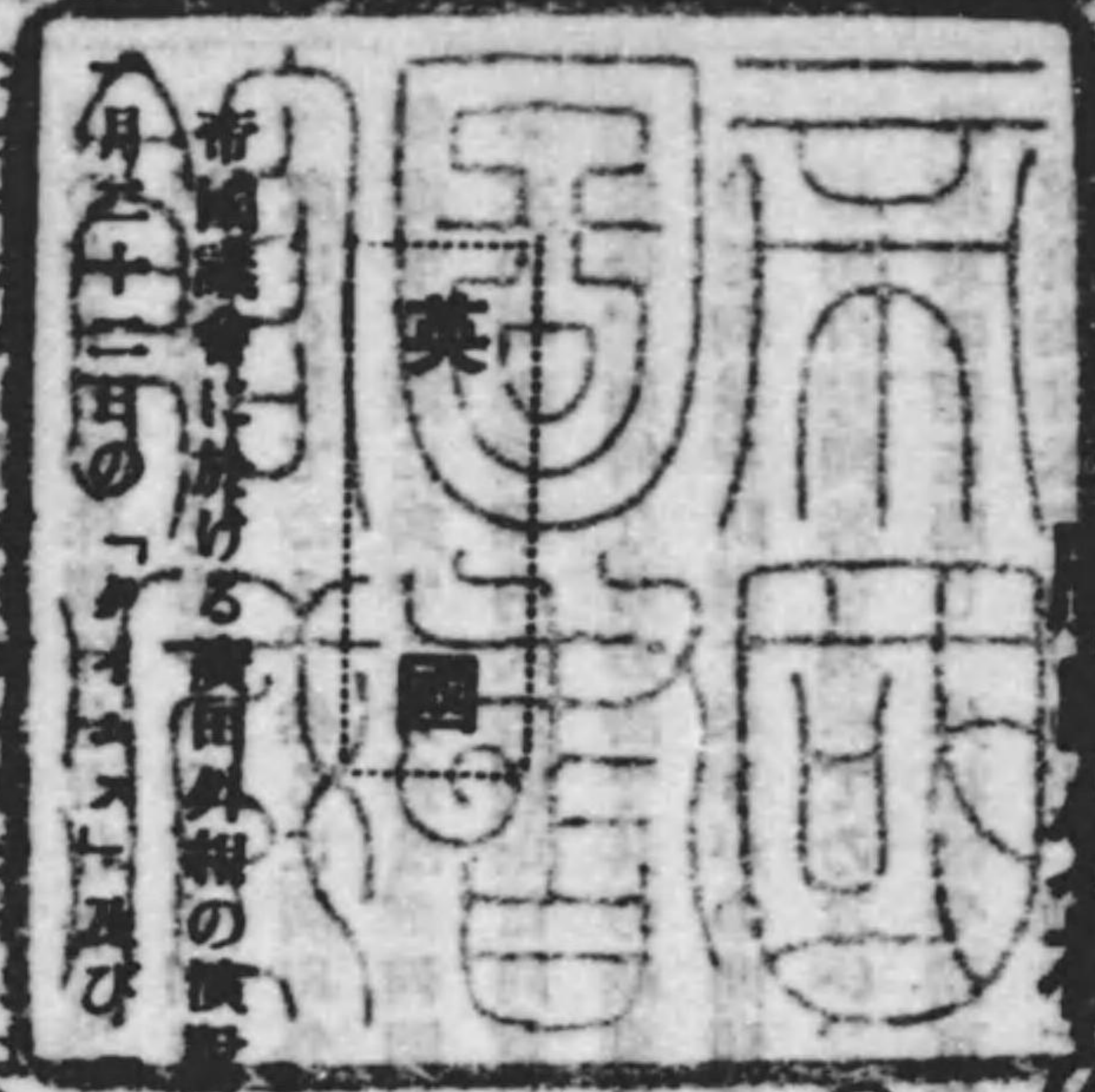
特 252
10

3
2

Current Thought News.

廣田外相の議會演説と世界の輿論

(歐米名士及び主要國有力新聞紙の反響)



文、其の他の各紙には大要が掲げられ
少からず一般の注意を惹いた。就中、
☆「ダイヤモンド」は「日本の外交政
策」と題し、之に對して社説を掲げ、
次の如く述べた。

廣田外相の演説の基調に對して云
爲すべき點は殆どない。其の日支提
携論と、南京政府に對する間接の祝
辭とは、日支關係の好轉を促すであ
らう。要するに外相の新政策は、極
東に於ける政治的優越を保持せんと
する國民的意圖を確言し、一方南京
政府をして有力なる隣邦との提携の
利を覺らしめ、他方日本の支那領土
に對する侵略的野心に關する、支那
其の他の疑念を解かんとするところ

に在るのである。
次に日蘇關係に對し、頗る利益
な措辭は、兩國關係の緊要が消失
の途も緩和されたことを示す。蘇聯
邦が日本其の他の非共產主義國と、
どれだけ眞面目に提携する可能性が
あるかは問題だが、經濟問題と深き
考慮とは兩國をして少くとも當分の
間接近せしめずには置かね得であらう
尙外相は、蘇滿國境非防禦を提議し
てゐるが、滿洲國及朝鮮と日本との



關係は、沿海州等の蘇聯邦に對する關係よりも更に重大なのは明かであるが、蘇聯邦としては極東の利益を防禦する力を養てる決心は容易につくまい。

之と同様、支那に付て何人も日本の有する特殊關係を否む者はないが、英米なども少からざる利益を其處に有してゐる。然るに廣田外相の海軍軍縮に對する方針は、列國が日本の所謂攻撃的武器廢止に同意した場合、如何なる方法で其の極東に對する利益を防禦すべきかの問題に對し明白な回答を與へてゐない、尤も海軍問題に關し、外相は受諾可能な解決案は示さぬけれど、他の二大海軍國の目前の憂慮を消失せしむる如き言をなして居り、殊に日本は海軍擴張の意思なきことを述べて居るの

北米合衆國

☆紐育「ヘラルド・トリビューン」(一月三十日)

毎年今頃日本議會で行はれる外相の演説中に、隣國殊に多くの場合支那を困らすような政策の宣言が、二あるのを例とするが、今年の演説は、どうした譯か甚だ控へ目且大まかだつた。例へば日米間で於意見相違せる海軍縮少問題に付ても、外相は樂觀的に速かに會議の再開、新條約の成立を希望し對蘇關係の聲明も同様穩和且協力的であり、又來る三月日本の聯盟脱退通告が效力を發する問題も極くあつきりと取扱つた。演説中殊に注意すべきは、對支政策に關する部分で鄭重懸念を極めた。

日本が蘇聯邦の協力を求める以上、支那との提携を希望することは明瞭な

事實で、斯かる好意と希望の表現が全體畫てならぬと言ふ譯ではない。今回の演説は勿論廣田外相が今後如何にして日本の對外關係を調整せんとするかを率直に表明したものであるが、之には「陸海軍が若し彼に自由行動を許すなら」との條件がある。滿洲事變勃發直前に於てすら、外務省は滿洲官憲と圓滿諒解の風息ありと言つてゐた。之は忘れ得ない事實である。

又二十三日華府新聞は大平廣田外相演説に關する社説を掲げたが、何れも全體の趣旨穩健なるを認めつゝ、英、米、蘇、支との關係に關する部分を引用し其の字句の極めて交譲妥協的なることを指摘した。殊に海軍交渉に關しては日本側にて一九三六年末現行海軍諸條約の期限到來後に於ても、海軍競争を開始せんとするの意圖無しとせる點

及右期限到來前に於て眞の軍縮方針に合致せる新條約の締結を期待すとなせる點を引用し、右の趣旨は米國側に於て好感を以て迎へらるべきものとしたが、

☆華府「ボースト」は右に關し、週日前國務次官カウズル氏が今や比率問題に關する論争は休養すべき時であると爲せるを引用し、比率なるものは、最早軍縮制限上粗雑且不正の觀念となり、絕對的及比較的國防力の常に變動しつゝある現時の傾向を無視せるものである。

例へば一八九五年米國が英佛との間に當時の必要及アスピションを基礎とし、或る海軍比率を受諾したりと假定するに、日本が一九二二年後に不満と感した如く、一九〇七年に至り之を不満を認むるやうにならなかつたであらうか。但し日本側の主義が倫敦に於て反對を受けたのは、そこが不合理だと

の理由に依るのではなく、該問題が日本の過去三年來極東に於て執れる經濟上、政治上及軍事上の廣汎なる行動と引離し得ぬことに依るもので此の點は廣田外相が其の國民と共に誤解してゐる處であると論じた。

又對支政策に關する部分に付て各紙は、一方其の字句諷刺的なるを認めつゝも、他方依然日本が極東に於ける安定的勢力たることを繰返へし、何等從來の態度と變はる所無きを指摘したが右に關し

☆華府「ボースト」は之を以て日本の極東政策に關する疑念を増すのみで、最早今日は何國と雖大陸の運命に對する單獨の決裁者たり得る時代に非すとなし。

☆「ボールティモア・サン」は之を以て日本が依然自己の定むる條件の下に極東に於ける警察官たることを

意味すとなし、右條件が嚴苛酷にして其の帝國主義的野心の隱蔽を目的とするものなることは、滿洲事變の例に依つて之を知り得へよう。今回の演説中に現はれてゐる英米に對する平和的「セメチニア」の如きも、熱河の西部境界に對する日本軍隊の集中の顯示するが如く、日本が更に新たな侵略戦争を爲さんとする場合に、此等諸國よりの干渉無しと見定めれば、意を安んじて之を爲し得るとの底意に基く言であらうと、論じ、更に

☆華府「ボースト」は、演説中の結論として「十國の外交關係は其の國民の道徳及物質的力の反映なり」とあるを提へ、斯かる定義は不適當で外交政策が國力が至高の法律なりとの結論より出發する場合、は先づ猜疑心を賣し更に進んでは文明世界の甚しき反對を招くであらうと論じた。

ソヴェート・ロシア

廣田外相の議會演説は一月二十二日東京發「タス」電として二十四日「アラウダ」、「イズヴェスチヤ」に全文掲載されたが、北鐵交渉、蘇滿關係の蘇側軍備問題及新蘇「ソヴェート」化に關する部分には特に蘇側の注意を惹いた模様で、「アラウダ」は主要左の趣旨の論評を加へた。

☆「アラウダ」(一月二十四日)

廣田外相が鐵道交渉順に進捗すと言つたのは事實に合し、今や交渉は首尾良き結末に近づいて行く模様であるが、右外相の聲明は蘇聯邦政府の提議が一般平和の爲價値あることを裏書する。從來蘇聯邦の労働大衆は、特に日本國民との友好關係保持に重きを置いて来たが、今回廣田氏が日本政府は北鐵問題解決後、更に滿洲の懸案解決

の爲努力を倍加し、日蘇關係の平和的發展を促進する意圖だと聲明したに満足しよう。

去り乍ら、吾人は廣田氏の演説に明白な矛盾を認めざるを得ぬ。氏が一方日本政府は日蘇關係の平和的發展を促進する意圖だと言ひながら、他方對蘇平和反對論者が全く別箇の目的の下に口にする定り文句を吐いた點は、意外且遺憾とせざるを得ぬ。即ち同氏は蘇聯邦が極東國境の防備を減せんことを云ふしてゐる。吾人は對蘇戰爭の準備を主眼とせる一部日本の帝國主義者が近年得意の手段を以て手輕な征服を爲し遂げた侵略に對し、蘇聯邦政府が安全に國境を防禦すべく施した措置に對して多大の不満を感じつゝあるは如何にもと思ふけれど、日蘇關係の平和的發展を意圖する政治家が、此の種の不満を述べるといふことは諒解に苦しむ蓋し右政治家は、前記蘇聯邦政府の措

置が蘇領極東を守る爲でなくして、日本を攻撃せんが爲に存すると言ふ日本の表裏は、侵略を志す分子の活動を容易ならしむるに過ぎない。

次に反駁せねばならぬことは、新蘇の所謂「ソヴェート」化及同方面の赤軍部隊派遣等に關し、廣田氏が外國新聞の虚報に影響せられ、又惡意ある筋(大部分は日本の)より流布されつゝある浮説に耳を蕪したのには誠に意外とする點である。蘇聯邦は方法の如何を問はず、一切の侵略に反對し、殊に支那に於て或諸國も最近數年間は第一に日本が行つた侵略政策に反對し、支那の全體的獨立、不可侵及同國の一切の部分に對する主權行使に賛成するものにして、之が完全に新蘇に適用あることは言ふ處もない。

☆モロトフ總理の廣田外相

演説評

一月三十一日の新聞は、東京「タス」通信として、一月二十五日衆議院に於て廣田外相が日蘇不侵略條約問題に關し有田代議士の發言に對し答辯する所あつたのを詳報し、一般の注意を引いた。同日のソヴェート大會の席上モロトフ總理は議事日程に従ひ、一般施政報告の審議終結の演説を爲せる際、廣田氏に前記「タス」通信に言及して左の述べた。

廣田氏が對蘇友好關係を強力増進する意圖だと述べたのは吾人の歡迎する所にして、同氏は吾人が極東に於て施すを餘儀なくせられたる防禦措置に關し、「ポーツマス」條約に言及した(同條約第二條第三項及第九條第二項の趣旨を述べ)該條約は北京條約に基き日蘇間に完全なる效力を有し、蘇聯邦は該條約を嚴格に

履行し、其の第二條及第九條より生ずる義務に付特に然うである。

廣田氏は一月二十二日及二十五日の演説に於て、前記條約上の義務を蘇、滿國境に擴張することに賛意を表したが、該條約は蘇滿國境に於ける防備に關し一言も述べざる所がない而も廣田氏は同條約の他の規定、例へば第三條、第七條並第三條追加約款の存在を忘れたものゝ如である。

蘇聯邦が該條約の義務を必要以上に履行したことは、一千七百軒以上の東支鐵道上に二萬五千以上の兵を置く權利を有するに拘らず、此の權利を任意放棄し、北滿に一兵をも留めなかつたことに徴するも明かである。然るに日本は「ポーツマス」條約の前記條項を全然忘却し、滿洲に於て何等履行して居ない。

不侵略條約に付ては、單に之を締結しても極東に於ける平和維持の問

題は解決しまいとする點では、廣田氏と同感であるが、斯かる條約の締結を拒絶するは、兩國關係に於て極めて好ましからぬ現象だと言はざるを得ない。それは蓋し拒絶せる側の平和的意圖に對する信頼を強むる所以てないからである。

ドイツ

☆ケルニツシエ・ツアイツ

ソング

廣田外相の演説の平和且和協的なるは注意に値する。但し日米間に紛争の原因を想像し得ずと述べた點は、亞大陸に於ける兩國の政策に鑑み稍樂觀に過ぐるが如く、又支那は宜しく現實に目覺め、日本の努力に協力せよと言ひ、暗に日本は支那の領土保全を保障し以て英米に對する共同戦線を作らんと欲するやに解せられる處、日本の

支那に於ける覇權が果して極東の平和を確保するか否かは、將來の問題である。海軍軍縮問題に關しては平等權の

リットン卿の滿洲論

在米中のリットン卿は三月十日華府に於て滿洲問題に關し、大要左の如き講演を試みたが、聴衆は千数百名の多きに達した。卿は先づ概論として滿洲事變發生以來の主要問題を概説した後、最近更に之に關聯し、日本の海軍條約廢棄問題を生じた。之が解決は敢て困難でないかも知れないが、若し解決しなければ最も重大な結果を生ずる。右は日本の聯盟國退の論理的歸結で、即ち國家間の「コレクティブ・システム」(共同解決主義)に依らずんば、陸海軍の力に依る武力政策に戻らざるを得ぬ譯である。併し乍ら、何等か此の難關を打開する

語が叫ばれ、軍備の精神に合致する基礎なる語が用ひられたが、後者は日本が今後の和議に望むと認められる。方途がなければならぬ。此の際難詰強硬等は禁物で、和解こそ唯一の道である。日本は安全を欲し過剰人口を擱き工業原料を求め、生産品賣却市場を必要とし、此等を認めざる解決方法は受諾しない。之に反し列國は又極東問題の共同解決主義を認めず、若くは全部の關係國に安全を與へざる解決を受諾せぬが故に、之が解決の爲には、一九三三年二月二十四日の決議參加國に於て

(イ) 日本に對し其の經濟上の必要を瞭解し、法と正義に従ふ方法に依り之を満たさしむべきこと、及日本

の採れるよりも効果的且廉價なる方法に依り、其の安全を齎す用意あることを明かにすると共に(ロ)多數國間の條約の法律上の地位又は解釋が、一國に依り變更されることを受諾せぬ決心を示さねばならぬ。

又滿洲より日本を退出す必要はないが、日本軍隊は之を撤退させる必要はある。右は日本が其の目的を達する爲には、軍隊維持の要なきことの立證された場合に於てなされるべきである。滿洲國も日本軍隊駐屯する間は日本の保護國に過ぎぬ。

聯盟は罪を宣告するのみで、何事をも解決策として試みなかつた爲、當然失格した。日本は滿洲を生命線と主張するも、世界各國は或る一事の爲、夫れ以上の財と犠牲とを拂ひ國運を賭した。或一事とは文明の生命線とも稱すべきもので、即ち大戦の如き災禍を防止する爲の世界的機

構、即ち平和維持の爲の「コレクティブ・システム」之である。此の事を寫と日本に説示すれば、日本も諒解せぬ譯はなかつた。とて所謂「コレクティブ・システム」の保全を強調し、最後に

現在の日本の所業は、世界平和に對する吾人の希望及法の組織の根柢を覆し、戦死者の子孫に其の成果を拒まんとするもので、一九三一―二一年の交に、支那に對してなされたる悪も、世界に對し其の最大切とする理想を残酷に破壊したのに比すれば寔に小事と謂へよう。此の理想を擁護するが爲には、世界は結束協同して當るべきである。」と結んだ。

右演説後前國務次官カッスル氏より卿の所説の如く各國の造幣競争は大事に至るまいとて、反對意見を述べた處

卿之を首肯し、或は誤まれる印象を與へたかも知れぬとて、前説を取消した又、聴衆の一人より、伊太利、エチオピア間の紛争にも聯盟は滿洲事變同様干渉するやとの質問が出た處、リ卿は

英紙上の日本論

ケネディ氏寄書

「デーリー・テレグラフ」は一月十五十七、及三十一日の三回に互りキャブテン・ケネディ氏の日本關係の寄書を重要面に掲げたが、右(一)は「支那に於ける日本の政策」と題し、日本は支那に於ては、其の緊密なる利益を擁護せんとするに止り、之を征服せんとする野心なき次第を説き(二)は日蘇關係に關し、日蘇戦争を不可避とする考は捨つべきものと論じ(三)は日本本「の海軍政策」なる題下に、日英、日露、日米の關係を敘し、日本の均勢要

黙して待へず、又別の質問者に對し現状に於て滿洲國を支那に復歸させることは不可能である。と斷言した。

求は極東に於ける其の利益維持の見地に出で、何等侵略的の企圖から出たものではない。要するに日・英・米の親善は、極東の安定の爲に必要であると述べた

水島外交

一月三十日の「モーニング・ポスト」は右の論題で、極東に於ける日本の優越的地位を論じ、更に支那並列國に滿洲國の承認を懇請して、左の如く述べた。日本の駐支公使が支那との懸引を行ふ場合には、水島のやうに表面莊重

の態度を執り、裏面で活躍すると傳へられてゐる。最近日本が滿洲國の邊境確保の爲に執つた手段は、蘇聯邦に備へると共に、支那に對し日本の實力を示さんが爲のものであつたらう。先般林陸相は支那の遠交近攻政策を遺憾とされたが、實際、聯盟は日支間に有数な干渉をなし得る地位に在るものではない。

蔣介石氏の對日接近方針に關する新聞の報道は、必ずしも信を措き難いとしても、最近支那に於ては宋慶齡夫人一派の抗日論は勢力を失ひ、南京政府は對日友好關係の促進を利益と考へるに至つた模様だ。支那としては滿洲の恢復が絶望となつた今日新國家を承認して争を止める事を得策としよう。支那が此の政策に出れば、歐洲も之に倣はう。又日本は支那の保全を侵害する意圖なく、唯其の平和安定の恢復を期するのみであ

るから、前記の方法で平和關係が出来れば自から世界の繁榮の爲に結構である。蔣氏としては他に方法もないから、之を採用するであらう。

支那の繁榮を望む歐米諸國も、今後はず直に日本と協議し、共同して資本を提供するがよい。極東に於ける日本の優勢は到底否認し得ない。従つて事實を争ひ、又は徒らに敵意を示す事は全然徒勞である。吾人は各國何れも、支那の平和繁榮なる同一目的を懐ける事を考へねばならぬ。

日本と支那

二月二日の「マンチエスター・ガーディアン」は右題下に左の如き社説を掲げた。

日支關係の動向を察知する材料としては、廣田外相の演説、大毎所報の對支政策並南京で行はれた日支會談等がある。廣田外相の演説は、協同友好の政策を表明したものであるが

大毎の記事は恰も往年の二十ヶ條を再現したかの觀がある。蘇哈爾其の他の日支衝突事件は廣田外相の所説と相去ること遠いが、之は支那とソウイェトとを隔離し、日本の北支に於ける勢力を強めんとするものである。

日本の現在の對支協同政策は、英米及聯盟を除外して實行しようとするもの故、従来の主要と變らない。唯變つたのは、南京會談を實行するに至つた支那の態度である。之は實際に於ける蔣介石氏が廣東政府との確執共匪討伐及財政問題等の難局に際し絶日の不可能なこと、及聯盟の頼み難きを悟つて、對日協同政策に出た結果と解せられる。然し日本は一九三一年以來の遺り口から見て、門戸開放其の他の國際義務を蹂躪し兼ねない。若し協同すれば支那の人民、殊に廣東政府は中央政府の遺り方を

甘受せぬであらう。

華府條約廢棄通告後の輿論

米 國

デーヴィス全權演説

一月二十九日米國軍縮全權ノーマン・デーヴィス氏は、紐育に於けるカラウシシル・オン・フォイレン・ワレト・シヨンズ」の會合に於て軍縮問題に付演説した。海軍軍縮に關する部分要旨左の通り。

一、華府條約の廢止

昨秋倫敦に開かれた海軍條約交渉は十二月十九日休會となり、次で日本は華府條約廢止を通告するに至つたが、之に依り海軍交渉が破れたとなすは誤である。右は各國全權に於て本國政府と直接折衝を遂げ、以て交渉の結果を

検討するが爲に外ならぬ。尙三箇國政府は速に交渉再開を可能ならしめる機情勢を進展させたいとの希望の下に、相互に密接な聯絡を執ることに同意した次第で、さる場合には再び英國政府に於て適當の措置に出るものと考へられる。日本に依る華府條約の廢棄は、海軍制限問題の外、其の背景たる根本的原則及手段に關する問題を再開したもので、之に依り問題全般は現實的な且切迫せる問題となつた。今や關係各國は海軍制限に關して提起された問題の外、極東問題として知らるゝ複雑せる全般的問題の核心たる政策及原則に付検討しつゝある。

二、極東問題

米國は太平洋及極東に於て重大なる

利益及條約上の權利、義務を有する。然し所謂極東問題は獨り日米間の問題でもなければ、又日英、日佛、日露、日伊又は日支間のみの問題でもなく、該地域に利益及條約上の權利義務を有する一切の國家の問題である。該問題に關し友誼且建設的方法に依り協同するは各國の義務であると同時に、其の利益に合致する所である。予は終局に於て協同と一致に依り、本問題の解決されることを希望し且されるものと信ずる。

三、倫敦海軍交渉

倫敦交渉に於ては意見の軒格も無いではなかつたが、決裂等の風説には根據がない。予の嘗て參加した如何なる會議よりも冷靜、率直且友誼的に行はれ、三國とも國際條約に依る海軍制限の存続を支持する點に於て一致し、噸數の縮少、造艦競争の回避を必要と認めた。唯共通の目的達成の方法に付て

は意見が分れたけれど、原則に關する問題を常に主とし、技術的問題を従とした。壽府に於ける一般軍縮會議が無意味な技術的問題の議に終始したに反し、倫敦交渉は先づ原則及政策上の根本問題を捉へ、枝葉の問題に没頭しなかつた點に多大の價値がある。而して主要問題は軍備の均等に對する安全保障の問題であるが、予は大統領と共に安全保障の均等を以て基本的なる各國の主權的權利と認むることを強調した。軍備の均等は均等なる安全保障を與へざるのみならず、之と相容れざる所なるは各國の地理的状況、海岸線、領土の分散状況、通商、陸海軍を結合せる兵力等を一瞥すれば明瞭である。

四、比率主義

華府及倫敦條約は日、英、米の海軍力の差を三、五、五の率に定めたが、之を以て三國の「プレステイジ」又は主權的權利の差等を表示するものと爲す者あるは誤解である。一國の兵力は陸、海、空の三軍より成り、日本は右に於て米國を凌駕してゐる。然し予は之を以て米國の「プレステイジ」に關するものとは考へない。抑々華府會議は軍備競争の有害無益なるを認め、之が中止の方法として現状維持を約した次第で、其の爲には若干の政治問題を解決し、以て海軍力を相互的信頼と安全を確保し得べき限度に定むるを必要とした。當時海軍競争上優位を占めた米國は、右の基礎に従ひ進んで其の地位を抛棄した譯で、日英も均等の安全保障の確立したことを承認して諸條約に参加したものである。一度一律の安全保障を定むる國際條約に依り或るイライリアム（約合）の確立された以上、右に比例して行はるゝ如何なる縮少も其のバランス（平衡）を破壊するものでなくして、寧ろ各國の安全保障を均等なる程度に増加するものである。

予は華府條約の方式を以て最も有效なる軍縮の規範と思考する。然し軍備縮少が夫れ自身に於て平和促進上の緊切なる要素だと云ふのではない。軍備縮少の主要目的は國際間の信頼及安全保障を増進し、且侵略を阻止するにあるも、一方政治及經濟上の紛糾を除去する國際協調の基礎無くしては、何國と雖、軍備縮少に同意しまいし、政治的及經濟的不安定は又軍備競争助長の原因たるものである。

吾人は今や國際關係を脅しつゝある政治的、經濟的問題に直面し、相互的協調に邁進するの外軍備制限を達成する方法無しとの一般に承認せられ且華府會議に於て適用された眞理を世界

五、安全保障

然し予は海軍力のみを考慮して「イライリアム」を主張せんとするものではない。華府會議に於て設定された均等は海軍力のみに関するものでなくして、極東及太平洋に於ける平和の維持及相互の經濟的發展を目的として建設された「コレクティブ・システム」に依り代表せらるゝ政治的調整を主とするものである。海軍協定は右政治的經濟的及心理方面に於ける安全保障の基礎の上に締結されたもので、海軍軍備の關する限り各國に均等なる安全保障を與へるものである。

六、攻撃的武器

各地に於て實見しつゝある。極東に於ても右方法に依り解決し得ぬ問題は無く、特に廣田外相が一月二十一日の演説に於て、兩國間に本質的に友誼的解決を困難とするの問題無しと述べたのを欣幸とするものである。日本政府が華府條約を廢棄したのは此の點に鑑みて極めて遺憾である。

次で第二次問題として論議されたのは「攻撃的武器」に關する點であるが侵略は所謂攻撃的武器の廢止に依り防止されるとなす者あるも、それは誤つてゐる。歐戰の場合は専ら攻撃のみに用ゐられる武器あるも、海戰の場合に於ては攻撃的及防禦的武器に關し明確な區別をなすことは不可能で、苟も領海三海里外に於ては如何なる軍艦も防禦的たると同時に、攻撃的武器たるを得る譯だ。又侵略に付ても強國間に於て相互に攻撃せざることを約束しても侵略を防止するに十分でない。國際間の平和は一強國の他の強國に對する攻撃に依り攪亂されるよりも、寧ろ強國の弱少國に對する攻撃に依つて亂されるからである。

協定を受諾するの意思も無い筈で、從つて何國と雖、條約を無視し、米國の權利を侵害せざる限り重大なる不利を蒙すの虞は無いのである。

極東に於ける平和の維持上、日本との協力は不可欠で若し日本の如き重要な國家を一般的協定より逸し去るやうでは誠に悲しむべきことである。然し吾人は徒に造艦競争の急迫を説くものではない。各國海軍は一九三七年一月迄現存條約に依り拘束されてゐるもので、若し各國民が一切の侵略的思想を排斥し、平和的目的を立證すべき行爲を示すに於ては、安全保障の觀念を維持且強化すべき協定の成立せざる理由はない。

布哇及アラスカ防備問題

米國下院陸軍委員會の審議

二月九日、各新聞は八日、米國陸軍首脳部と下院陸軍委員會との秘密會議に於て

一、ハワイに總費一千二百萬弗の空軍根據地を設置する案を審議したこと

二、其の際マツカサー參謀總長が

一九三四年陸軍長官に提出された

「ペーカー」航空委員會報告書の提

案に基き、八百萬の新式裝飛行機

購入（總費九千萬弗）を提議した

こと

三、右會議に於て更にハワイ、アラ

スカ其の地に於ける沿岸防備計畫

（總費二百萬弗）及陸軍兵器改良問

題（總費八千萬弗）等に付審議した

こと

を報ずると共に、之と關聯しハワイ視察旅行より歸つた議員團の一人、上院議員マツケラー氏が、ハワイは太平洋に於ける米國の國境なるが故、不拔の堅壁とせねばならぬ。予は其の防備強化案を支持するものである。と述べた旨を報じた。

又七日及八日の各新聞は、東京發A B通信として、二月六日、帝國議會に於ける大角海相の太平洋無防備に關する聲明及七日海相副官が右聲明は之をハワイ及シンガポールをも防備制限區域中に加へんとする趣旨なることを説明した旨を報じたが、之に關し、八日華盛頓「タイムズ」紙上ジェームズ・ウイリアム氏は「米國議會内には、動もすれば商船建造案に反對する者もあるが、日本軍部は直に之を利用し、海

軍問題に關する日本の主張が米國大衆の支持を受けつゝあると、日本國民に對して宣傳してゐる。右は日米關係上極めて危険で、今日兩國間の平和を促進する唯一の方法は、米國側に於て陸海軍を國防法の限度又は條約上の限度迄増加し、又空軍は前期「ペーカー」委員會及聯邦航空委員會の提案を實行するに在ると論じた。

陸軍委員長對日聲明

又二月十日各新聞報道に依れば、米國下院陸軍委員長マクスウェン氏は九日、日本側がハワイ空軍根據地設置案に關し神經を失らしたとの報道あるに鑑み、該案は純然たる防禦的性質のものなることを強調し、右はホノルルの西端と眞珠港との間に於ける埋立地に設置されるもので、既に數年前一般法に依り認められ、唯經費缺乏の爲今日迄延引されてゐたものだと言明したといふ。尙同日マクスウェン氏及下

院海軍委員長グインソン氏は、一九三六年度公共事業費三億弗中、陸海軍に各二千萬弗宛振向けらるゝこととなるべく、陸軍は前記ハワイ空軍根據地設置費を其の中より支出し、海軍は之を太平洋沿岸、ハワイ眞珠港及バナマ運河地帯ココソロに於ける造船場、乾ドック及海軍根據地の設置に充當すると語つたとの趣である。

尙各新聞は、ルーズヴェルト大統領が上院議員ナイ氏に對し、失業救済費四十八億弗は、一仙と雖之を海軍建設費に使用せずと述べた旨を報じたが、彼上陸海軍計畫は平時に於ける空前の大國防豫算であるとし、今や米國の國防第一線はアラスカ、ハワイ及運河地帯を結ぶ線に依り構成せられ、太平洋沿岸は第二線となつたと論じた。

ウイルコックス案、ギルボーン案

二月十一日、米國下院陸軍委員會は

下院議員ウイルコックス氏提出に係る空軍根據地十箇の新設案を上程した處右に對しギルボーン參謀次長よりアラスカ、バナマ運河地帯、太平洋沿岸、ロッキーマン山中に各一箇、大西洋沿岸に二箇、計六箇の根據地を設置する對案を提出する所あり、ウイルコックス氏も自案を右ギルボーン案に一致せし

米國の商船共管計畫

二月四日、米國各新聞は海軍省に於て補助艦船の改造案及戰時に於て軍隊及糧食の輸送に用ふべき商船の共管を考慮中だと報じた。右に依れば、前者は現存百六隻の艦船、即ち母艦、給油艦、曳船及雜役船に付二ヶ年間に三十隻を新造し、以て漸次大艦船とするも

ので、其の經費一億五十萬弗の費定であり、後者は戰時に於て海軍を最高限度迄使用することを目標とし、商船を

むる接修正方向意したとのことである尙ウ氏は自案説明の際「東洋の國との間に戰爭發生する場合、吾人の危惧する所はアラスカの占領である。日本は領物を保有せざる處、アラスカは正に其の寶庫とも稱すべく、又其の距離に於て、日本の方が米國よりもアラスカに近いと述べたといふ。

改造強化せんとするもので、海軍省は船船局と共に「ユナイテッド・ステート・ライン」の「リグアイアサン」號を戰時用に保留し、右に代るべき新旅客船を建造すること及旅客船、運送船給糧船、給油船等の建造を計畫してゐるとの趣である。

尙海軍當局は、前記補助艦船改造費は四十八億の失業救済費より撥當てたき考へなるも、或は其の中より先づ主

力艦改造費を支出することとなるかも知れず、又商船共管は補助金制度に依るか、又は船舶局に於て建造することとするか、未定だといふ。

復興金融會社存続

(向ふ二箇年)

米國の復興金融會社の存続期間を二月一日より、更に向ふ二箇年間(一九三七年二月一日まで)延長せんとする

法案は、兩院協議會に於て審議中の處一月三十一日漸く成案を得、直に同協議會より兩院へ廻付せられ、同日兩院を通過し、即日大統領の裁可を経た。尙本法に依ればC.C.Cを一九三七年四月一日迄又「華府輸出入銀行」(第一及第二)を一九三七(一九三七)年六月十六日まで、夫々存続せしむることとなつてゐる。

英佛間の「倫敦協定」

協定内容 (「コムミュニケ」)

佛首相及外相は一月三十一日渡英、翌二月一日午前、午後に亘り英首相官邸に於て英首相、外相及びポールドウイン氏、イデン氏と會談し、右會談後「歐洲政策の主要問題に關し、友好的信頼を以て一般的考究が行はれた」との趣旨の簡單な「コムミュニケ」が發表された。

英佛會談は更に二日、三日の兩日に亘り續行、兩者の間に意見の一致を見るに至り、二月三日夜、左記趣旨の「コムミュニケ」が發表された。

一、英佛は近時國際問題の解決に關する聯盟業績を諒承し、之を以て關係各國政府の協調的精神の證查として歓迎し、自國の問題及聯盟の政策に付従前同様和衷協力の方法に依り

て遂行すべき決意あることを宣言す
二、佛伊羅馬協定に關し英國政府は佛伊親善關係増進方に關する兩國宣言を衷心歓迎し、又中歐に關する羅馬協定の成立を祝し、且一九三四年二月及九月佛伊兩政府と共に爲したる宣言の結果として、埃國の獨立が脅威せられたる場合には、英國政府は羅馬協定所定の協議に参加すべきことを明かにせり。

三、英佛は前記の喜ぶべき進展が、今後獨逸の直接且有效な協力に依り繼續せらるべきを希望し、平和條約軍事條項は獨逸等の一方的行爲に依り變更せらるべきには非ざるも、獨逸との自由商議に依る一般的解決は各國間信頼の恢復及平和の増進に最も有效なることに意見一致せり。
右一般的解決は歐洲安全保障の組織を定め、殊に關係國全部の自由商議に依り、東歐に於ける相互援助及繼

馬口上書に見せらるる中歐に於ける組織を確保すべき諸協定を締結すると同時に、一九三二年十二月の宣言(註)に基き一般的軍備協定(獨逸に對しては平和條約第五編に代るべき)を締結すべく、又其の一部として獨逸は聯盟に復歸するを要す。
四、英佛は又最近航空の發達が平和に對し特殊の危險を來すに鑑み、之に對する地方的相互協定締結の可能性ありやに付考慮せり。右協定は一締約國が他の締約國より挑發に基かすして空襲を受けたる場合には、署名國は直に其の空軍を以て援助すべしとなすものにして、英佛兩政府は西歐に於ける此の種相互協定が、侵略に突然の空襲を防止するに有效なるべきを認め、伊、獨、自三國に對し、斯かる協定迅速商議方に付考慮する様提議することに決せり。英佛兩政府は右諸國の回答受取次第遅

滞なく協議を再開すべきことを宣明す。

(註) 獨逸の軍備平等權に關する所謂五箇國宣言

英國外相の演説

サイモン外相は、二月三日夜左記要旨の演説を試みた。

近來航空の發達に伴れ、之が濫用の結果生ずることあるべき新規特殊の危險の生じたことは明らかで、假に技に隣邦に對し突然の攻撃を企て居る一國ありとせんか、其の國は必ずや攻撃の第一歩として空襲を行ふであらう。現在吾人は斯かる危險に對し、大陸の方邦より援助を求むる權利を規定するが如き、何等の條約も有してゐない。然るに今般の協定は、吾人に初めて右援助を得るの利益を約束しようとして居る。而して本協定參加國が佛、獨、白及英なりとせば、吾人の義務は「ロカルノ」

條約の所定と同様で、只異なる點は「ロカルノ」條約は單に被攻撃國に援助を與ふと規定せるに反し、本協約は更に明確に空襲を受けた國に對し、即座に空軍の援助を與ふべきを規定せる點に在る。英佛兩政府は斯かる協定が西歐に實現せらるるに於ては突然の空襲を防止し、之が被害を無からしめ得べき點に意見が一致した。又、二月四日下院に於て「サイモン」外相は、西歐空襲防止案が採擇されるとしても、英國の「コミットメント」は「ロカルノ」條約上の義務に網羅されてゐる種類の「ケース」以上に及ばざること英佛間で諒解が成立してゐる旨を述べた。

協定成立と世論

倫敦協定の成立に關し、倫敦各紙は擧つて論説を掲げ「エクスプレス」以外、大體満足の意を聲明してゐる。各紙主張の要旨次の通り。

☆「タイムズ」

今回の會談は平等權の要求と安全保障の要求とを大膽に直面させ兩者の妥協を計つたもので、英佛兩國政府間の諒解に他の諸國が参加すれば、「ロカルノ」協定以降歐洲の平和に最大の貢献をなすものとならう。何れにせよ、今回の協定は西歐諸國人心の不安を除き去ることに役立つ、其の心理的價値は甚大である。

☆「デーリー・ヘラルド」

會談の結果は協定の形式を探らず、「共同聲明」となつてゐるが、英佛兩國政府間に先づ協定を達成し、次で獨逸政府に押付ける様な體裁を避けたに他ならず、獨逸政府に對し、自由討論に依る一般的解決を提議したもので、思慮ある道方であつた。

☆「デーリー・テレグラフ」

英佛兩國政府間に於ける諒解の二大要點は

- 一、自由商議による安全保障の確立
- 二、空軍相互援助協定案

に在る。殊に後者に就ては「ロカルノ」協定では、兵力援助は聯盟理事を通じ得ることになつてゐたのを、關係國から直接軍隊の援助を受け、以て突然の空襲に間に合ふ様にしたことと、英國にも他國より援助を受ける場合を決定したことは、斷然新味を出した點にある。

☆「モーニング・ポスト」

英國政府の空軍充實計畫は未だ完了せず、政府は國防上必要な飛行機の半数を保有してゐるに過ぎないが、今回佛國空軍の支持を期待し得ることとなつたのは心強い。英國政府が從來の指導的單獨軍縮の理想案を捨て、現實に即した政策を探るに至つた第一歩である。

☆「デーリー・エクスプレス」

又今回の提案に付獨逸政府が何う出るかに就ては、同紙は
☆「ユニオン・ポスト」紙と共に獨逸政府が協定参加を拒絶する場合英國の輿論は却て空軍協定の必要を痛感し、同協定成立の可能性が増大するとの趣旨を論じ

☆「ウリヴル」紙も亦獨逸政府が倫敦協約に参加して現在の相互援助條約を一括する全歐洲的商議條約を達成することは、必ずしも不可能でないと思へた。

佛國首相の放逐

倫敦より二月四日巴里に歸着したフランゲン首相は、同日夕英佛協定の趣旨に付、要領左の如き放逐演説を試みた。
過去數年來獨逸が軍備に關し平和條約の義務を逸脱したのは周知の事實である。余は今之を論議せんとするものではないが、問題は右既定事實

ど英佛兩國政府平和外交の大成功と賞讃したが、特に英國政府が大膽の平和維持機構に積極的参加した事、獨逸政府の回答如何の二點を重要視してゐる。☆「ジュルナル」(空軍協定案に關し) 今回の空軍協定案は自ら陸、海兩軍の共同動作をも随伴する管で「ロカルノ」協定の效力を補強したものに他ならぬ。然し「ロカルノ」協定と特に結び付けられてゐないから、同協定の缺點に東縛されることはない。唯如何なる場合に空軍共同の必要が生ずるかに付、明確を缺く憶はあるが、獨逸に角佛國政府が本協定成立の爲多大の譲歩をした誠意は認められねばならぬ。佛英兩國及小協商國等の間に包圍さされてゐる獨逸に軍備平等權を承認すると云ふことは、獨逸政府に莫大な軍備を許す結果となり、軍備均等を如何に定めるかといふ難問を一般國際軍縮會議に與へることとならう。

(歐洲大陸に介入して國際的義務を加重するの反對し、今回の空軍相互援助案についても、反對意見を述べて行く)

新協約は「ロカルノ」協定以上に何等の新しい義務を英國政府に課せずと稱せられてゐるが、佛國政府が初めて獨逸政府の再軍備を認めるに至つたのは、英國政府が安全保障に深入りした爲であらう。

☆「マンチエスター・ガーディアン」

獨逸の隣邦諸國は、獨逸の強化するに連れ同盟と武力とで東境進出と境國併合とを策するのを懸念するに至つた各國政府は、此の不安打開の爲、平等權と安全保障との調和を計るに腐心して來たが、今回の會談は右努力の最近の現れである。

倫敦協約の成立に付、巴里各紙は殆

を前にして、軍備競争を甘受すべきや、或は之が防正工作を爲すべきやの點に在る。今回佛國は倫敦に於て軍備競争防止の爲努力し、聯盟規約を補充する「ロカルノ」「ダニニユー」「東歐」「パクト」の諸協定の強化に關し、英國の完全なる同意と貴重なる形援を得たのみならず、獨逸の聯盟復歸は安全保障及軍備制限の一般的機構の成立と同時に、實現すべきものなることに付意見の一致を見た。

軍備制限と不可分の關係にある安全保障乃至軍備制限履行保障の問題に付ては、由來諸國間に意見の相違があり、未だ佛國の主張の貫徹を見るに至らぬけれど、一般軍縮條約締結に關しては、吾人は英國と共に署名した一九三二年十二月の聲明(軍備平等權)に則り、之が締結に努力するの用意あることを英國に誓へた。

依て近く同條約締結の交渉が再開される譯であるが、最近其の平和意思を表明せる獨逸が之に協力し、又歐州安全の建設に協力せんことを望む。

現下世界混亂の情勢に於ては、空中攻撃の脅威を防ぐことが緊要である而かも空軍に依る侵略者に對し優勢を制し得るとの確信こそ右脅威を防ぐ所以であつて、空軍協定に依る平和確保案が空軍問題に付關心を有する英國の賛同を得たことは注目し値しよう。

吾人は又戦争防止の爲遅滞無く執るべき措置に關し、明確なる約束を爲すの用意を有つ。今や平和擁護者は有事の際手續の問題に邪魔されること無く直に行動し得ることとならう。英佛兩國は空軍協定に關する關係國の回答接次次第再び協議すべく、兩國が空中攻撃に對し「平和的

國民の同盟」を以て對抗せんとする協同の意思を表明したのは、平和的

同盟に於ける決定的一步を劃したものである。

米蘇債務交渉決裂

ハル長官の言明

一月三十一日トロヤノフスキー蘇聯邦大使はハル長官を訪問し、債務及信用協定に關する米國側提案に對する蘇聯邦政府の回答を與へたが、右は米國側提案を容認せざるものであつた爲、會見は極く短時間にて終り、交渉は遂に決裂した。

同日ハル長官は「コムミニケ」を發して、本件交渉の決裂を遺憾とする旨を述べると共に、兩國間懸案解決の望み極めて稀薄なるを率直に言明し、今後「華府輸出入銀行」の存続は、兩行幹部の一存に依つて決せられようと言へ言ひ放つたので、該銀行の解散は免がれぬものと看らるゝに至つた。

蘇聯邦側回答の内容未詳の爲、右決裂の事情に關しても、或は舊懸蘇佛間に成立せる信用協定の結果、蘇聯邦の對米態度が強化したに由るとし、或は歐洲諸國の對米債務不支拂の協同策戦に影響されたものと爲す等種々取沙汰されてゐるが、信すべき報道を綜合するに、其の主因は對米債務額の問題よりは寧ろ對蘇直接信用（一億弗と言はれる）設定方に關する蘇側の強硬なる態度に在るものゝ如く、何れにするも交渉の突如決裂したこと並にハル長官の最後の態度の表明は一般の意表に出で、今後の兩國關係の成行如何は國內一部に蘇聯邦承認の取消論も行はるゝ昨今（現に今期議會に右主旨の法案が

提出されてゐる）各方面の非常な興味を惹いてゐる。

リトヴィノフ氏聲明

他方蘇聯邦側はハル國務長官の右聲明に關しリトヴィノフ氏は左の趣旨の聲明書を二月三日の新聞に發表した。

蘇米間の金銭上の請求調整に關する協定の基本原則は約一年前、予が親しくルーズヴェルト大統領と交渉した際定まつたもので、對抗請求を認め且金銭借款を與ふる場合に於てのみ債務問題の審議に應ずべしとの蘇聯邦政府累次の聲明に完全に一致せるものである。旁々予は華府を出発するに當り、將來の交渉案件は細目のみの事故、何等困難は伴ふまいと確信した。然るにモスクワに於て、予とブリット大使との間に交渉を始め、更にトロヤノフスキー大使と國務省との間に之を繼續するに及び、華府に於て協定せる基本事項のいな

る借款の件に付疑を生じたのは遺憾である。蘇聯邦側は提案を爲すに當り、嚴格に華府協定の範圍を守り、夫れ以上行けば華府協定全部の改訂を要することとなる點迄進歩したが夫れ以上譲ることを拒絶した。蓋し華府に於て得た結果を全く無視し、且協定原則に付き新なる交渉を行ふの必要を生ずるが故である。素より吾人は交渉が現在迄の處希望通りの結果を齎さなかつたことを遺憾とするも、右が兩國の關係、殊に本件交

渉に依り、寧ろ阻害されてゐた通商關係に悪影響を及ぼすべからざるを信するものである。

蘇米兩國は平和を愛好する他の諸國と同様、相互の物質的請求を傷けず努力し得る一層重要な目的を有する。今や國家間に於ける金銭上の請求を解決するの困難は、國際關係に附物の現象となつたが、之は通商促進又は平和維持の國際的協力を妨げるものではない。

四十八億弗失業救濟案

米 國

一月三日の議會演説並に豫算救書に於て、大統領の宣明せる失業救濟計畫に基き、四十八億八千萬弗の支出豫算

は、下院共同決議案として二十一日、下院豫算委員長ビューカーン氏（テキサス州選出、民主黨）に依り下院に上程され、各種の修正案が出たが、何れも否決となり、委員會側の些少の修正案を存れたのみで殆ど原案通り二十四

日、三二八對七八を以て下院を通過した。

右決議案は「一九三五年緊急救済支出法」と稱し、前記金額の支出を失業救済費として費目を定めず一括「ラッシュ・サム」の形で大統領の自由裁量に委ねるものであるが、右の内

四十億弗は三百五十萬人に對する新規の失業救済事業費、残りの八億八千萬弗は本年一月より六月迄の過渡期に於ける救済費

又後者の内七億五千萬弗は現存の聯邦緊急救済管理局の費用に、残額一億三千萬弗は失業救済の植林事業を行ふC.C.C. (シグイリヤン・コンサグエーション・コーア)に充當される。

本案附屬の報告に依れば、本案に基く金額の支出は一九三七年六月三十日迄之を爲し得ることとなつてゐるが、實際上は一九三六年會計年度末迄に全部支出されるもの、如く、尙大統領は失

業救済計畫進行の爲め

- (一) 各種の政府機關を新設、廢止、併合又は改組し
- (二) 失業者に對する貸付又は支拂の保障等必要な措置を講じ
- (三) 五千弗以下の罰則を附して命令又は規則を制定するを得る

尙本案の通過に先立ち、一月二十四日大統領は、國內天然資源の保存開發に關する「メッツセージ」を議會に送り

其の中に於て本案救済費の大部分は此の方面の事業に支出されるべしとて、新規救済の爲の所謂公共事業の何物なるかを示したが、右は本案に對する議會の支持を得るに效果があつた。

ドートン公債増發法案

公債發行總額を限定せる現行法の規定を改正して、政府の發行し得る公債の未償還最高額を四百五十億に定めんとする「第二十公債法改正法案」は一

月二十一日、下院歳入調査委員長ドートン氏(民主黨)により下院に提出、廿五日同院を通過した。

現行第二十公債法の規定に依れば、政府が發行を許されてゐる長期公債の總額は二百八十億弗となつて居り、右に對し既に約二百五十五億弗は發行済なるが故に、現行法の儘では今後僅に

幾億二十五億弗を發すのみとなつたが改正法案は右制限規定を改め、政府は未償還總額二百五十億弗以内に於て、何時でも公債發行の權能を有することとし、又「ノード」「サーティファイケツト」「トレジニリー・ピル」等の短期

公債に付ては、未償還總額二百億に達せざる範圍内に於て、何時でも之を發行し得ることとし、且政府に對し新に期限十年より二十年の間の額面金額小なる貯蓄公債「ユニナイテッド・ステイツ・セーヴィンクス・ボンド」なるもの發行を許した(但し後者の發行額は

長期公債の發行額二百五十億弗中に包含される。本案は最近下院を通過せる四十八億弗の救済法案其の他時局に伴ふ多額の政府支出に鑑み、政府の財政に融通性を與ふる目的に出でたもので、下院討議に於てインフレーションニスト一派は前期發行能力の總額を現在の通過の三倍とすべしとの修正案を提出したが斥けられ、結局原案の儘下院を通過したものである。

最近に於ける支那對日態度

反日と存華

二月八日の大公報(天津)は標題の下に左の如く論じた。
最近行はれた有吉公使と我當局との會談は所謂反日問題に集中されたが、現在支那には排日運動はない。但し尙其の決心があるのみだ。反日とは政治經濟上積極的に日本に危害を加へる事

米蘇債務問題談合

トロンボフスキー蘇聯邦大使は一月廿四日歸任したが、右に關しAP通信は對米債務一部支拂並ラヂエツト債償に關する米國側提案に對するモスコイ政府の回答を同大使より最近の會合に國務省に提出すると共に、近々本件交渉に關する談合を再開すべく、目下華府滞在中のブリト駐蘇米國大使も右談合に立會ふものと見られる旨を報じた

で、過去の排日貨運論は日本の政治行動に對する抗議の表示に過ぎない。併し塘沽協定以後、日貨は公然賣買されたり、言論方面に於ても日本及日本人を仇視する事を鼓吹したるものなく日本の對支政策並行動に對し抗議した程度である。日本側の追求する所は、或は心理的な問題に對し抗議した程度

である。日本側の追求する所は、或は心理的な問題に歸着するやも知れぬ。支那人の心理は現在國貨の維持を共同責任と感じ、平和的に其の達成を希望し、且經濟的に紛糾多き外國の援助に頼らず自力恢復を求めて居る。皇帝と雖、個人の思想に干渉し得ないが、日本は支那人の其の心理を知つて知らないでか、事實上の支那統制の傳統政策を進める爲、排日取締に藉口し、支那が承認し得ざる大規模の要求を提出するであらう。併し支那代表の名義で之を承認するものはあるまい。吾人は日支兩民族を眞に平等互譲を以て東洋平和を永続せんことを熱望する。併し日本の民族優越感が餘りに熾烈な爲、非常に困難であらう。吾人は日本要人に自省を求めざる術はない。唯支那人は國家の獨立と完成を保つとの決心を表明し得るに過ぎない。日本の要人が存華を排日と解するならば、自然の討論

日英米關心の極東問題

二月十一日の申報(上海)は標題の下に左の如き論評を掲げた。

日英同盟は望みなく、英米の合作は成立するであらう。廣田外相は議會で日英同盟復活の可能性ある如き答辯を爲して居るが、恐らく日本側の宣傳であらう。極東問題に最利害關係あるものは英國で、英國と最市場競争をなすものは日本だ。日本の経済力の膨脹は常に英國に脅威を與へて居る状態だ。

一方英米が其の地位及見解の同一から協同合作を圖る傾向が見える。先日の紐育電報を見るとリットン卿は世界平和を妨害する危機を除くため、英米合作は必要で、其の爲に英米は猜疑を除く必要がある。即ち英國は日本の經濟状況に同情して米人に懸念を起させ、米國は國際聯盟に加入して居ない點、又米國が如何なる程度に極東問題の解決を希望して居るかの點につき英國は懸念を抱いて居る。然し結局猜疑は心理上の誤解に出づるものだから之を完全に解消せば、合作は容易であると述べて居る。之に反し最近の紐育電によれば、齋藤大使は、日本の極東政策は中國を侵略する歐米の政治及軍事勢力を防止するにあると述べて居るのを見ても、日本の政策は絶対に英米と相容れざるものであることが看取出来る。

蔣介石氏の親日談話

二月二日南京各新聞は大見出しを附けて左記同文記事を掲げた。

過日の有吉公使及鈴木中將の蔣委員長との會見は、純然たる個人の資格に於て行はれたるものにして、其の際蔣氏より廣田外相の議會に於ける演説眞意を説明して日本の對支態度を明かにし、且各地の排日取締方を希望せるが右以外何等具體的問題に觸れざりし由

なる處、蔣委員長は記者に對し、左の如き談話を爲した。

今回廣田外相の支那に關する議會演説は誠意より出でたるものと認めらるゝを以て、我國朝野は深く之を瞭解すべし。屢刺戟を受けたる爲、支那人民の一部に反日運動の發生を見政府は絶えず之が合理的制止に努め來れるが、惟ふに平等の原則に違ひ相互に誠意を披瀝して始めて疑念を一掃し光明の途を進むを得べく、支那の過去に於ける反日感情及日本の對支優越態度を共に改善することは將に善隣教睦の途なり。依つて全國同胞は一時の衝動及反日行動を制裁して眞意を表示すべく、予は日本も亦眞意を以て之に應じ得べきことを信ず。(尙支那は蔣蔣保護國となる俱れなきやとの記者の質問に對し)予は常に革命救國を念とし居り、右憂俱は甚だ幼稚にして日支間の時務

共産軍討伐状況

蔣介石氏の四川共産軍討伐準備

蔣介石は二月二日軍艦で南京發、同日九江に上陸、直に廬山に登つたが近く南昌に赴き残務整理の上更に同地から漢口に到つて四川共産軍討伐準備に着手する豫定であるといふ。

尙南昌行營は既に一月三十一日閉鎖された。

貴州・四川方面

一月二十八日夜第二十一軍郭勛輝旅團は赤水附近の土城で朱毛共産軍を包圍し、激戦の末二千餘名を殺戮し三千を捕虜とし数千挺の小銃を鹵獲し、捕虜は同二十九日瀘州に向け押送した。目下土城々内に在る殘軍に對しては郭勛輝、廖澤の各旅と赤水方面よりする連屬隨、章安平の三旅を向ひ、包圍の姿勢にあるが、一面對赤匪及「ハン

を知る者は斯かる謬論をなすことなかるべし。

シエイ」の旅部も之に向ひ、他面江西より追撃し貴州に入った蔣岳の兵は仁懷から古崗、叙永方面に前進し四川軍と協同作戰に出で居る爲、同共産軍は大部分分散の状態にある趣である。

西北部徐向前共産軍は一月二十五日廣元、昭化方面から一旦嘉陵江を渡つて南下進軍したのを四川剿匪第一路郭勛輝軍及第二路田頌堯軍の爲に撃退せられ、更に二十九日胡宗南軍に依り大いに撃破せられ戦死者二千餘名を出し官軍は小銃千六百餘挺、迫撃砲十餘門を鹵獲し官軍の死者二百餘名に達し目

下追撃中の偽作戰中であると。蔣介石氏の命令に據り上官雲相統率の下に入川すべき中央軍は元二十箇團の處十七箇團に減じたが、其の中一箇團は三十日來渝し主として江北縣に暫駐することとなつたが、殘餘部隊も引續き萬縣及重慶に來着し夫々都署に就くと云ふ江西方面

一月三十一日附て閩粵綏靖公署は共産軍第十軍第七軍團長方志敏が浙江省境玉山縣懷玉山山中で中央獨立第四十三旅の爲生擒せられた旨正式に發表した。

國際司法裁判所加入案

米 國

米國上院に於ける國際司法裁判所加入案に關する最終表決は、一月二十九

日夕對行はれたが

贊成五十二(内民主黨四十三、共和黨九)

反對三十六(民主黨二十、共和黨十)

四、進歩黨二、農勞黨一)

の結果となり、所要数たる三分の二の得票に達せず(七票不足)遂に否決された。

投票開票に、形勢樂觀し難しと見た政府側及上院賛成派は、他迄本案の通過を期し、大統領及國務長官に於て議員の説得に努めた外、最後に至り、遂に外交委員会に於て否決されたジョンソン留保案(國際紛争を右裁判所に附託する場合には、米國と當該國との間に於ける一般的又は特別の條約を以てするの用意を要すと爲すもので、一九二六年の決議中にも包含されてゐる)を上院議員トマス氏をして新に提案せしむる等、留保の點に付ても譲歩(トマス案は結局否決された)したが、最早議員の去就明に決し、遂に前記の如き敗北を來した。右敗北、特に反對票數の多かりしことは一般に豫想外とされ、現政府にとつては前議會に於ける退役軍人恩給問題以來の大敗と看做さ

れてゐるが、其の原因としそは(イ)歐洲戰情の不安定と賠償否認に對する反感、及右に伴ひ歐洲政局不介入の傳統的政策が強調されたこと(ロ)ハイラム・ジョンソン氏一派の戰術の巧妙だつたこと(ハ)ハリスト系新聞の反對宣傳(ニ)本會議の討論未明き、其の間各議員に對し國內各方面よりの反對電報集せること等に基くものと認められる。

尙ほ、否決前の細線は左の如くであつた。上院は引續き常設國際司法裁判所加入に關する討論を行つて來たが、外交委員會の留保決議を以て不十分とする向より二三の留保追加案が提出された。其中ノリス氏(共)の提出に係るものは「米國政府が各紛争を國際司法裁判所に附託する場合には、上院三分の二

の同意を要する」旨の留保を加へんとするもの、又ヴァンデンブルグ氏(共)の提出に係るものは「米國の該裁判所加入は他國の政治及外交に介入せざる其の傳統的的政策より離脱するものと解釋すべからず。又純然たる亞米利加の問題に對する其の傳統的的政策を放棄するものと解釋すべからず」との趣旨を加へんとするものと傳へられた。

斯くて一月二十四日、上院はノリス留保追加案を否決し、ヴァンデンブルグ留保案を滿場一致可決したが、ノリス案は否決されたとは云へ、其の差四十七對三十七の僅々十票に過ぎず既記外交委員會決議案の通過は俄かに危ぶまれて來た。

米紙の批判

右否決に關する一月三十一日の新聞

論調を概観するに、ハリスト系新聞を除き、多くは其の通過を支持し來つた關係上、何れも右否決を遺憾とし、之に依り米國政府の國際協調政策は重大な墜跌に遭遇したとなすと共に、該問題が其の評價に依つて取扱はれず、ヒステリーの的宣傳及デマの左右する所となつたのを痛嘆する點に於て一致し紐育「タイムズ」「ヘラルド・トリビューン」及華府「ポスト」は裁判所加入が米國を歐洲の紛争に捲込むとの所論の偏狹なるを擧つて難したが、就中「タイムズ」「トリビューン」は、裁判所加入に依り、問題を外交手段に據らず司法的に解決することこそ、寧ろ歐洲紛争の國外に立つ所以であると共に聯盟にも接近せざる方法であると論じ「ポスト」は、昨年米國が國際労働機關に加入せることを引用し、労働機關に加入する方寧ろ其の國策に及ぼす影響は大きいとなしたる上、右加入案

否決の影響として、從來政府の計畫せる各種平和促進案に對する熱意も之が爲冷却し、海洋自由政策及協議條約等に關する提案も、恐らく放棄又は根本的に變更せられようとな論じた。但し一月三十一日「イブニング・スター」所載、デーヴィッド・ローレンス氏は稍々異なる觀察を下し、加入案

ハル長官と國際經濟會議

一月三十一日の上院農務委員會に於て、ハル國務長官は、其の互惠通商論を繰返へした後、上院が米國の國際司法裁判所加入を拒否したことは、其の國際的信用を阻害し、互惠通商協定締結にも影響する所あるべく、さなきだに列國中には米國の互惠通商主義の眞意を疑ふものある此の際、今少し國際的に覺醒し、米國は自國の利益のみを考慮するものでないことを如實に示す

るかも知れぬ、との豫てよりの風説を
裏書きしたものととして、一般の注意を
惹くに至つた。

ロシアの極東軍備現状

一月三十日のソヴェイト大会に於て
国防人民委員代理トウハチエフスキ
氏はモロトフ總理の一般施政報告演説
中、赤軍の充實擴張が多大の支出を要
したことを述べた點を補足敷衍したが
其の極東方面に關する部分は、大要左
の通である。

極東及東部西伯利亞の要塞地域に於
ける要塞築造及武裝は大部分一九三
四年に於て完了した。吾人は極東の
情勢に鑑み、蘇領、就中沿海州に於
ける要塞地域守備隊の設置問題に慎
重の考慮を拂ひ、多數の守備隊を編
制配置すると共に、兵營及必要缺
べからざる文化施設を完成した。要
塞は屢々無人不毛の地に築造しなけ

ればならず、又廣大なる地域に亘つ
たことの爲、兵員の増加と巨額の出
費を要した。
次に同様多大の盡力と出費とを以て
極東其他の地方に幾多の沿岸防備地
點を完成し、又特に極東に航空機用
「タンク」及砲(?)兵の多數獨立

部隊を配置し、多大の困難に逢着し
つつ、幾多の新兵營を建設し、極め
て複雑な經濟設備を施した。此等新
規の國防施設の爲、從來六十萬を出
なかつた赤軍は、昨三四年に九十四
萬に増加し、従つて同年度の軍事費
は豫算十六億六千五百萬留を遙かに
超過し、五十億留に達した。尙本三
五年度の國防人民委員部關係支出豫
算は六十五億留(國家總豫算の一〇
%)である。

對米反感は見えない

(米ソ債務協定決裂と米國)

二月十日紐育「タイムズ」掲載のモ
スクワ特電(ハロルド・デニー特派員
九日發)は、米蘇間債務交渉決裂後に
於ける蘇聯邦側の空氣に關し、大要次
の如く報じた。

「交渉決裂より受けた蘇聯邦側の衝動
は掩ひ難い。然し之が爲、對米感情惡
化の兆候は少くとも表面には現はれて
ゐない。蘇側官邊に於ては、過日のリ
トヴィノフ氏の聲明以外に一切沈黙を

守り、新聞紙も亦多くを言はず、稀に
論評を出すものがあつても、決裂に對
する失望を述べたるだけで、別段對米
反感を示すものとは認められない。斯
かる現象は從來蘇聯邦が外交上の支障
を起した幾多の場合に比して、全く異
例とすべきものであらう。尤も蘇聯邦
より見て、米國の「プレス・テイジ」が
承認當時より減退したのは事實である
が、蘇側が其の産業計畫遂行上、範を
米國に取り、技術と機械の供給を米國
に仰ぐ必要のあつた當時と今日とは、
事情も餘程變つて來たし、米國人とし
て見れば未だ不十分ながら、蘇聯邦政
府としては國內の産業も自立の域に達
したとの自負心を持ち、國民一般も最
早多くを米國に頼むの要なしとの信念
を懐くに至つた今日、米國の「プレス
テイジ」の低下して行くのは已むを得
ない。

き何ものをも持たず、却て極東に於て
自國同様の利害關係を持つことを知る
が故に、極東に於ける日本の侵略政策
に對する對抗上、米國と友好關係を保
持するの必要を忘れない。
要するに蘇聯邦としては、目下の處、
米國より物を買ふことよりは、米國を
味方に附けて置くことを必要とする立
場にある。
モスクワ總領事館廢止
二月六日米國國務省は突如在モスク
ワ米國總領事館を廢止すると共に、同
地駐在海軍並航空武官を引揚げしめ、
併せて同地大使館職員を減少する旨發
表した。

事態の發展は米國が蘇聯邦の承認を取
消す所迄は行かぬけれど、少くとも兩
國關係が緊張時機に在ることを意味す
る。列國は勿論此の情勢を看取するで
あらう。
然しそれが日本の極東政策に反映す
るやうなこともあるまい。何となれば
日本は滿洲事變以來終始一貫一の既定
方針を守り、米國の蘇聯邦承認を殆ん
ど米蘇間の和解と同一視してゐたにも
拘らず、承認實行後も何等右既定方針
を變更しなかつた點より見て、今次の
國務省の措置の爲右政策を強化するも
のとは考へられず、國務省に於ても、
右措置發表に先立ち、此の點は慎重考
究済みである。」との觀察を述べた。

尙目下費府に病風中のブリト駐蘇大
使は恢復次第着任の豫定であるが、一
部には辭任説も傳はつてゐる。

中央議會に於ける總督の演説

印度

印度總督は一月二十四日總選舉後最初の中央議會に臨んで、大要左の如き演説を試みた旨、一月二十五日の新聞紙は報じた。即ち

總督は新議員を歓迎し、同議員等が中央に於て處理を要する各種の困難な問題を理解し、殊に手段は異つても究極の目的は齊しく印度の幸福に在るを十分認識せんことを希望した後、行政及對外事項に轉じ、最後に新憲法に關し所感を述べたが、右の中

經濟問題に付ては印度の對外貿易恢復の狀態が維持されつつあるを高興し、殊に鐵道輸送の好調は經濟界好轉

の兆候と爲し、

次で獨逸に於ける輸入及爲替の管理は印度重要輸出品に重大打撃を與へて居り政府は之が對策に關し熱心に考究中なるを述べ、更に英、印間新通商協定中の兩國間關稅政策に關する明瞭な取極が兩國間に横はる不安疑念を除いて好意及友情をもたらし通商並政治關係に裨益する所あるべきを希望し、又分離後に於ける印度「ビルマ」間通商協定に關しては、目下會議進行中であるが、政府は商業關係代表者の意見に對しては、右協定取極上十分なる考慮を拂ふべき旨を述べ

新憲法に關しては、各委員とも右計畫に於ける大方針たる地方自治及聯邦政府樹立問題に思慮を集中せられた

く全印度聯邦政府は新組織上の要石であり、新憲法に於ける留保乃至保護の規定は移譲せらるる權利が其の範圍及内容共に重大なるに徴し、新組織への移行を安全に行ふ爲、當然必要とされる性質のものである。

印度政界領袖が重要視する事項の變更乃至改革に對し努力されるのは尤もながら、自分は新憲法が全印度聯邦連成の大理想實現上に於ける唯一の途として、之が採擇を熱心に推察せんとするもの、斯くして印度が他の英國各部と完全なる平等の條件に於て其の立場を確立せんことを期待する。故に新憲法の英國議會を通過する場合、印度は與へられたる機會に對し確乎たる發言を以て之に對應する所あるべきを希望する旨を述べた。

スマッツ將軍の英米提携論

二月十日各新聞は九日ケーブ・タウソに於て、極東に於ける英米協議を説ける南阿聯邦法相スマッツ將軍の演説要旨を掲げたが、十一日紐育「タイムズ」は華府通信として、右に關する華府官邊の意圖及上院議員ボズー氏の聲明を報道した。右に依れば

(イ) 華府官邊は、右の如き意見の發表を頗る満足とし、英米兩國の協調が少くとも極東に於ける海軍問題の關する限り、軍容上既に達成されたとの信念を高めるもので、邊境の國際司法裁判所加入失敗の如きは、何等官邊側の態度に影響しなかつたとの見解を有し又國務當局は現今の英米關係は最満足すべき狀態に在り、戰債問題の急速に解決しないのを遺憾とするも、此の點

を除き兩國の關係は曾て見ざる程良好であるとなし、倫敦會商に於て米國側は海軍交渉の結果如何に關せず、極東問題に付ては終始英國と歩調を一にせんと努めたが、右交渉に於て日本の英米離間策が失敗したのは喜ぶべきことだとの意圖を非公式に述べたといふ。

(ロ) 然るにボズー氏は、之に反しスマッツ將軍の演説を非難し、其の稱する同盟とは太平洋の平和を保障する軍容同盟の意であらうが、余は之には總對反對である。英國人の多くは、米國外交政策決定上、最重要な素たる米國民の意圖を閉却する傾向がある。最近右米國民の意圖が如何に國策決定上の重要な素なるか、又米國民が如何に同盟又は特殊諒

解なるものにならざるかを立證した事件がある。又スマッツ將軍は太平洋問題紛糾の可能性を誇張したものと思ふ云々と述べたとの趣である。

二月九日の「スマッツ」將軍の演説は倫敦各新聞に詳報され相當一般の注意を喚起した。社説中極東問題に言及せる主なるもの左の通り。

☆「タイムズ」 英米は國際紛争を平和的に解決せんことを基調とする點に一致してゐるが故に、兩國は凡ゆる場合に戰爭を國策の具となさざるべき信念を實現することは適當であらう。

☆「デイリー・テレグラフ」 スマッツ將軍は太平洋問題に付英米の協同を協調したが、米國は容易に此の語に乗るまい云々。

カレント・ソート (既刊の分内容)

世界新思潮の解説紹介に努力し、我が知識階級より多大の稱讃を博しつつある「カレント・ソート」講座は既に第一年の刊行を了し、第二年内に入り豫定の如く毎月之が刊行頒布を續けて居る。既刊の分の内容左の如し。

第一輯

- 前途を待望して
- フランクリン・ルーズヴェルト
- アメリカ全国産業復興法
- アメリカ全国産業復興法解説
- 米國經濟參謀本部
- 新生面
- スチユアート・チエース
- 獨裁政治
- キヤンボ
- フアシズムとその國家觀念
- エドガール・ローゼン

フアシズム治下の勞資

カルメン・ハイダー

ドイツ國家論

G・フエーダー

中産階級と其政治的進路

R・キエステルマイエル

ソヴェートの東方經濟政策

V・コノリ

非常時と憲政常道

H・Jラスネー

米國は戦債を棒引すべし

フランク・サイモン

アメリカ議會政治の展望

ピアート

資本主義の是正

ビエール・リュシウス

國際警察

ダヴィット・デヴィス

シヤム國の憲法

デルベシエラフエリエール

經濟民主主義問題と獨逸勞資組合の態度

ヘルチツヒ

階級國家より職分國家へ

ハインリッヒ・タイエテ

國粹社會主義の職分思想

フラウエンドルフエル

英國フアシスト聯盟

ジョン・ケインズ

繁榮策

ジョン・ケインズ

伊太利勞働憲章の解説

カール・ブラウニアス

第二院問題

カール・ブラウニアス

ヒットラーを暴く

ヨハネス・ステール

ソヴェイト主權と民族問題

エル・ベルチツク

貨幣政策と不況

國際事情調査會

白色民族は滅亡するか

ブルクド・エルフエル

我々はフアシズムを希望するか

カルメン・ハイダー

第四輯

- 民主主義・戦債及軍縮
- ウォルトン・ニエボルト
- ソヴェイト聯邦の農村經濟
- ベリヨースイン
- フアシズムの勞資政策
- アルナルド・ムツソリーニ
- 1. フアシズムと勞資協議會
- 2. 勞資協議會法の一般原理
- 3. 社會豫防施設及び社會的補助
- 第五輯
- 門戸開放
- オットー・コルバツハ
- 封鎖經濟
- ベルンハルト・ラウム
- 西班牙憲法、議會選舉法
- カール・ブラウニアス
- 戦前と戦後
- ノルマン・エンジェル
- 産業規律と政府の統制技術

R・G・ダグウエル
イタリーの復興に於ける政治的經濟的指導精神

A・G・カニナ
フアシズムの經濟的基礎

第六輯

- 「商品非」案
- ドイツの對外政策
- ミユリエル・カレ
- 政黨と選舉制度上の諸問題
- ロバート・ブルツクス
- 比例代表法
- カール・ブラウニアス
- 加奈陀中央銀行制度
- テオドル・ホイス
- ソヴェイト・ロシア見聞記
- 新フエビアン研究所
- 第七輯
- 新社會への移行過程
- エミール・バーンズ
- 獨逸國粹社會黨の目標
- ダウテンレル

經濟民主主義問題と獨逸勞資組合の態度

ヘルチツヒ

階級國家より職分國家へ

ハインリッヒ・タイエテ

國粹社會主義の職分思想

フラウエンドルフエル

英國フアシスト聯盟

ジョン・ケインズ

繁榮策

ジョン・ケインズ

伊太利勞働憲章の解説

カール・ブラウニアス

第二院問題

カール・ブラウニアス

ヒットラーを暴く

ヨハネス・ステール

ソヴェイト主權と民族問題

エル・ベルチツク

貨幣政策と不況

國際事情調査會

白色民族は滅亡するか

ブルクド・エルフエル

我々はフアシズムを希望するか

カルメン・ハイダー

第九輯

- 移りゆく政治
- バーシー卿
- 政界に於ける性格
- ムンロー教授
- 衆議院議員の歳費
- パウエル・ホルン
- 獨逸の銀行經濟に於ける公共銀行
- コンラード・メロウイツ
- 現下の貨幣問題
- レオ・パスヴォルスキー
- 第十輯
- 決意の秋
- アンドレー・タルジュ
- 世界未來觀
- エツチ・チー・ウエルズ
- ボールドウイン
- ジョン・グリーン
- 再軍備の經濟學
- ボール・アインツツヒ
- 龍の齒
- フラ
- 政黨の黨費
- ジエームス・ボロツク
- 農業からの逃避
- ベター・クアンテイ
- 第十一輯
- 資本主義の危機
- ガエタン・ピルウ
- 國民的世界經濟か
- フィツシャ
- 發展途上の世界經濟政策
- ウンガト
- 經濟復興

コロムビア大學調査委員會
獨逸議會の常置委員會

ストラウスブルグ
ニアリシク

第十二輯

最近政治思想
コカー教授

立憲政治は二大政黨を必要とする
エミール・ヴエイゼ

不均衡豫算
ダルトン其他數氏共著

フアシズムと社會革命
ダマト

米國「中間信用」の十年
ペアレド、ベナト共著

獨逸職分協同體組織の結成過程
ウエルホル・ホトヘ

獨逸は農業立國に復歸か
フオン・ホルツタケ

第十三輯

自由は創造する
エミール・ラバルド

我若し獨裁者なりせば
ラグラシ

統制經濟の魅力
エミール・パトアイ

組合經濟
ホエドレル

獨逸の勞働履修統制法
我が經濟社會と其の諸問題

第十四・五輯

經濟的國民主義の天罰
ジョセフ・ジョンストン

若し資本主義滅亡せば
ルシアン・ロミア

アメリカ資本主義の没落
ルイス・コーリー

大不況
ライオン・ヘンツラト

伊太利とダニウフ河沿岸諸國との經濟關係
英吉利内閣制度論

ヘルマン・サフェルコウラス

第十六輯

非常時政府
オットマル・シユパン

政治と政治家
スタンフアイトルド

國民的計劃必要論
オットマル・シユパン

戰間的科學

行論序説
ジョーヂ・カトリン

第十七輯

進歩の經濟的歸結
ジョーヂ・スロコム

計畫經濟への道
マイケル・ブルツタ

政黨と政策
バイク

金の將來
ボートル・アインツイツヒ

社會問題
ハイナリツヒ

獨逸協同組合の改新
ライオン・ヘンツラト

編輯後記

「カレント・ソート」講座を購読せらるる會員各位に對し、「カレント・ソート・ニュース」を頒布した所、期下の所謂、非常時々に最も適はしい企てとして各方面から歡迎されてゐる。本社は一層奮勵して各位の御支援に酬ふつもりであります。

昭和十年二月二十五日印刷
昭和十年二月二十八日發行

「非賣品」

不許
複製

東京市芝區琴平町二番地虎の門會館

發行兼
編輯人

木舍幾三郎

東京市牛込區山吹町一九八番地

印刷所

宗文社印刷所

發行所

東京市芝區琴平町二虎の門會館
振替東京二〇九六八番

政界往來社

64
07